

## 「満期を過ぎた郵便貯金に関する大切なお知らせ」の送付

平成 30 年9月以降、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構におきまして、満期を過ぎた郵便貯金をお持ちのお客さまの一部を対象に、「満期を過ぎた郵便貯金に関する大切なお知らせ」を送付します。

お知らせが到着しましたら、必ずご確認くださいませようお願いいたします。

### 1 発送期間

平成 30 年9月～平成 31 年2月(予定)にかけて順次発送いたします。

### 2 「満期を過ぎた郵便貯金に関する大切なお知らせ」

＜お知らせ表面＞

**見本**

111-1111  
東京都〇〇区〇〇1-1-1  
郵便 太郎 様

**満期後 XX 年を過ぎた郵便貯金をお持ちです。\***  
お早めに払戻しのお手続きをお願いいたします。

※本お知らせは、XX 年 XX 月現在でお持ちの郵便貯金を払い戻していただく準備が完了しております。該当の郵便貯金について、既に払戻しのお手続きが完了している場合は、ご確認ください。

独立行政法人 郵便貯金・簡易生命保険管理機構  
〒105-0001 東京都港区、〒5-1-1

※本お知らせは、お持ちの郵便貯金について、既に払戻しのお手続きが完了している場合があります。また、お持ちの郵便貯金について、既に払戻しのお手続きが完了している場合は、ご確認ください。

**満期を過ぎた郵便貯金に関する大切なお知らせ**

預金者 各位  
拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。  
平成19年9月30日までに郵便局にお預けいただいた、定期・定期・積立郵便貯金(教育積立・住宅積立を含む) (郵便貯金証書・通帳の例を参照) について、大切なお知らせをいたします。  
郵便貯金は全て満期を過ぎ、満期後は通常郵便貯金の利率(平成30年4月現在 年0.001%)が適用されています。また、**郵便貯金は、法律の規定により、満期後20年2か月経つと、払戻しが受けられなくなります。**  
下記のお手続き方法により、お早めに払戻しのお手続きをお願いいたします。

※平成19年10月1日以降に郵便局、または、ゆうちょ銀行にお預けいただいた貯金は、この対象ではありません。  
※満期後にお手続きをされ、その事実が確認された場合は、満期後20年2か月経過後でも払戻しを受けられることがあります。  
郵便貯金証書または通帳の再交付に関する請求、印鑑変更の請求、名義変更または住所変更の請求

敬具

**郵便貯金証書・通帳の例**

▶ **郵便貯金の払戻しのお手続き方法**

1. お手続きに必要な持ち物をご用意ください。

- ① 払戻しのお手続きをされる郵便貯金証書、または、通帳
- ② お届け印
- ③ 名義人さまご本人であることが確認できる公的機関が発行した証明書類\*

※運転免許証、または、マイナンバーカードなど、各種保険証等、顔写真のない証明書類の場合は、追加で他の証明書類が必要となる場合があります。

2. お近くの郵便局の貯金窓口、または、ゆうちょ銀行にお越しください。

裏面の「よくあるご質問」も併せてご確認ください

＜お知らせ裏面＞

**見本**

**よくあるご質問**

**Q 郵便貯金証書、通帳を紛失してしまいました**

➔ **A お近くの郵便局の貯金窓口、または、ゆうちょ銀行にご相談ください。**

- ・紛失等により、郵便貯金証書、または、通帳の所在が不明な場合でも、払戻しのお手続きができます。

＜必要な持ち物＞

- ① 本ご案内状
- ② ご届印(お届け印でなくても構いません)
- ③ 名義人さまご本人であることが確認できる公的機関が発行した証明書類\*

※運転免許証、または、マイナンバーカードなど、各種保険証等、顔写真のない証明書類の場合は、追加で他の証明書類が必要となる場合があります。

**Q お届け印を紛失してしまいました、お届け印がどれか分からなくなりました**

➔ **A 払戻しのお手続きができます。**

- ・① 郵便貯金証書または通帳、② 顔写真付きの証明書類、③ 任意のご印鑑をご持参の上、お近くの郵便局の貯金窓口、または、ゆうちょ銀行にご相談ください。

**Q 住所、氏名、印字等に変更がある**

➔ **A 表面の「郵便貯金の払戻しのお手続き方法」に記載する必要の持ち物以外にも、証明書類が必要な場合があります。**

- ・詳しくは、お近くの郵便局の貯金窓口、または、ゆうちょ銀行にご相談ください。

**Q 名義人の代理で手続きを行いたい**

➔ **A ① 名義人さまの証明書類、② 代理人の方の証明書類、③ 名義人さまからの委任状が必要**です。

※お手続きによっては、名義人さまの証明書類が不要な場合があります。詳しくは、お近くの郵便局の貯金窓口、または、ゆうちょ銀行にご相談ください。

**Q 名義人は他界しており、郵便貯金のごことや必要な手続きについて詳しく知りたい**

➔ **A 相続人さまによる、相続のお手続きが必要です。**

- ・名義人さまがお亡くなりになったこと、および、請求人さまが相続人さまであることが確認できる戸籍簿本籍の原本をご用意の上、お近くの郵便局の貯金窓口、または、ゆうちょ銀行にご相談ください。

**お問い合わせ先**

個別のお預け状況について、お電話ではお答えできません。

郵便貯金に関する個別のお預け状況のご相談、お問い合わせは、**お近くの郵便局の貯金窓口、または、ゆうちょ銀行**までお尋ねください。

権利消滅制度のご案内の発送に  
関するお問い合わせ


お知らせのご案内(領受電話) **0120-049218** (通話料無料)\*  
【受付時間】 平日 9:00～17:00(土・日・休日・12/29～1/3を除く)

商品・サービスに関する  
お問い合わせ

ゆうちょコールセンター **0120-108420** (通話料無料)\*  
【受付時間】 平日 8:30～21:00(土・日・休日・12/29～1/3 9:00～17:00)

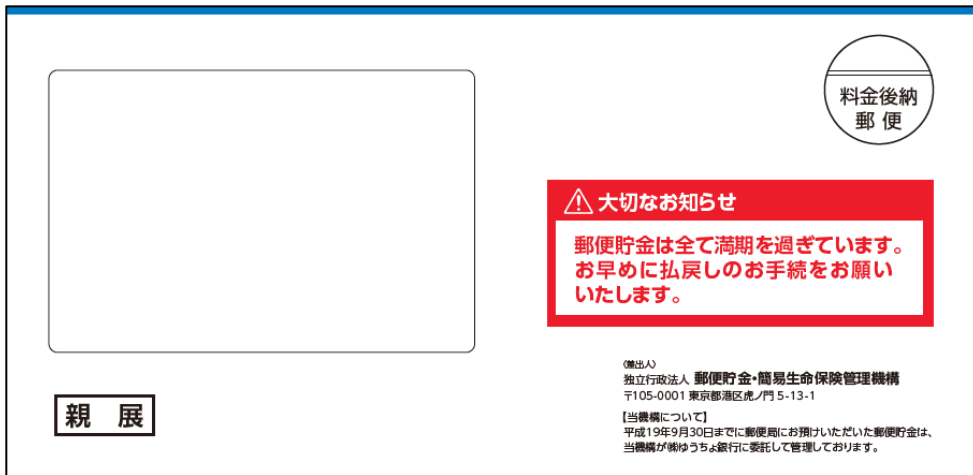
\*お電話第一のご利用、お問い合わせの必要があります

更に詳しくお知りになりたい方は ▶ <http://www.yuchokampo.go.jp>



※ 一部のお客さまにつきましては、弊機構がお客さまの転居先のご住所を確認した上で発送するため、お知らせ表面に「お届けいただきたいお客さまのお名前・ご住所」を記載して送付しています。

<封筒>



### 3 払戻しのお手続等に関する Q&A

郵便貯金の払戻しのお手続等に関連した Q&A を掲載しておりますので、[こちらから](#)ご確認ください。

以上